

## こども未来部

### 第1 監査の概要

- |          |  |
|----------|--|
| 1 監査の種類  | 定期監査及び行政監査   |
| 2 監査対象   | こども未来部   |
| 3 事前調査期間 | 令和 元年10月 8日から令和 元年10月21日まで   |
| 4 監査期間   | 令和 元年11月15日から令和 元年11月25日まで   |
| 5 監査対象年度 | 平成30年度   |
| 6 監査対象事項 | 財務事務等  |
| 7 監査方法   | 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点を置いて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく質問により行った。 |

### 第2 監査対象の概要

こども未来部5課等（中間組織は所管する所属に含める。）の主な業務内容及び職員数（令和元年10月1日現在）は、次のとおりである。

#### 【こども未来課・青少年育成室・児童館】

子どもに係る施策の企画・調整、青少年育成室、子育て支援、児童館、病児保育室、学童保育、青少年の健全育成に関する企画・調整、家庭教育、青少年に係る育成活動、青少年に対する指導者・育成者、青少年団体、青少年の補導、青少年の問題行動に係る相談・指導、青少年の非行防止、青少年問題協議会、少年自然の家に関する業務等を所掌する。

（職員17名、再任用職員5名、嘱託職員17名）

#### 【こども保健福祉課・家庭児童相談室】

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当、子ども医療費の受給資格認定・助成、一人親家庭等医療費の受給資格認定・助成、養育医療費・自立支援医療費、不妊治療費の助成、小児慢性特定疾病医療費医療受給者証の交付申請、健診・相談、歯科保健、予防接種、児童問題の相談・支援、児童福祉法に基づく助産・母子保護の実施、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく指導・相談・措置、四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議、児童相談所その他関係機関との連携、児童福祉法に基づく子育て短期支援事業、母子・父子福祉センター、母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付に関する業務等を所掌する。

（職員31名、再任用職員3名、嘱託職員10名）

#### 【こども発達支援課】

発達支援の必要な児童の相談・指導、発達支援サービスに係る事務、おもちゃ図書館、障害児通所給付費・特例障害児通所給付費・障害児相談支援給付費・特例障害児相談支援給付費の支給、肢体不自由児通所医療費・高額障害児通所給付費の支給、指定障害児相談支援事業者の指定に関する業務等を所掌する。

（職員10名、嘱託職員2名）

### 【児童発達支援センターあけぼの学園】

児童発達支援、児童地域支援、学園の維持管理、その他学園の運営に関する業務等を所掌する。

(職員39名、再任用職員8名、嘱託職員6名)

### 【保育幼稚園課】

市立保育所・幼稚園・認定こども園の運営管理・整備・補修、民間保育施設等の指導・助成、地域型保育事業の認可・指導・助成、私立幼稚園の助成、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の確認・支給認定・教育・保育に要する費用の徴収、特別保育事業等、市立幼稚園の就園、市立保育所・幼稚園・認定こども園の園医・園歯科医、市立幼稚園・認定こども園の園薬剤師、市立保育所・幼稚園・認定こども園の保健衛生、私立幼稚園の就園奨励、市立保育所・幼稚園・認定こども園の給食・独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付、保育所・認定こども園・市立幼稚園の指導助言・教育・保育課程・人権教育・保育の推進・特別支援教育・保育の推進に関する業務等を所掌する。

(職員20名、再任用職員2名)

## 第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として時間外勤務の状況、業務執行上懸案となっている事項、内部事務管理と内部牽制体制の構築状況及び1者単独随意契約(委託料)の状況について監査の結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

### 1 指摘事項

#### <各課共通事項>

##### (1) 支出事務について

需用費の支出において、支払遅延が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

上記対象課：【児童発達支援センターあけぼの学園】【保育幼稚園課】

##### (2) 文書管理について

起案文書において、決裁日等必要事項の記載漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

上記対象課：【こども保健福祉課・家庭児童相談室】【保育幼稚園課】

#### <各課個別事項>

##### 【こども未来課・青少年育成室・児童館】

##### (1) 文書管理について

業務委託契約に係る決裁文書において、誤った宛名の見積依頼書が添付されていた事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

### 【こども保健福祉課・家庭児童相談室】

#### (1) 文書管理について

起案文書において、文書取扱主任の押印漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

### 【こども発達支援課】

特になし

### 【児童発達支援センターあけぼの学園】

#### (1) 支出事務について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

- ア 支出負担行為兼支出命令書において、請求日、支出負担行為日及び検査検収日の記載誤り。
- イ 委託料の支出において、委託業務完了届の提出前に履行確認を行っていた。

### 【保育幼稚園課】

#### (1) 支出事務について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。

- ア 予算執行伺において、推薦業者及び随意契約理由の記載漏れ。
- イ 全額前金払により支出した需用費について、履行確認漏れ。
- ウ 支払いに係る請求書において、請求日の記載誤り。

## 2 意見

### <各課共通事項>

#### (1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。 【改善事項】

上記対象課：【全所属】

イ 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(\*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。 【改善事項】

\* 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

上記対象課：【こども未来課・青少年育成室】

#### (2) 内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に

関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 **【改善事項】**

上記対象課：【こども未来課・青少年育成室・児童館】

【こども保健福祉課・家庭児童相談室】

【児童発達支援センターあけぼの学園】【保育幼稚園課】

## <各課個別事項>

【こども未来課・青少年育成室・児童館】

### (1) 主要事業の目標設定について

子どもが健やかに育つ環境を整えるという任務目的の成果活動指標として、平成30年度も学童保育所設置小学校区数を掲げているが、平成29年度に全ての小学校区で学童保育所の設置を達成している。当年度の取組みが反映されるよう、より適切な指標を設定すること。

**【改善事項】**

### (2) 時間外勤務の縮減について

過労死の労災認定基準を大きく上回る勤務状況が見受けられるなど、課全体において過酷な勤務状況が継続している。このような状況では、職員の健康や生活が犠牲になるだけでなく、市民サービスの質の低下も懸念される。業務内容の見直しを徹底するとともに、人事課と協議し、早急に労働環境の改善に取り組むこと。

**【改善事項】**

### (3) 補助金の交付について

市単独補助金については、補助対象経費に一定の基準を定め、適正な補助を行うこと。

**【要望事項】**

### (4) 子育て家庭への支援サービスについて

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助を行いたい人（援助会員）と、育児の援助を受けたい人（依頼会員）を会員として組織化し、相互援助活動を行う事業である。保育園、幼稚園、小学校、学童保育所などへの子どもの送迎及び帰宅後の預かりなど、主に保育園等の補完的な役割を担っている制度であり、ニーズも高いと想定されるが、利用実績が費用に見合っていない。多様な需要に対応し、より多くの人サービスを受けられるよう、周知が行き届いているか、制度の仕組みが複雑で利用しにくいものになっていないか確認し、改善していくこと。

**【要望事項】**

### (5) 児童館について

本市の人口重心が内陸部に移ってきているにもかかわらず、児童館は全て沿岸部に位置している。児童館のニーズは高いと思われるため、多くの市民が利用しやすい施設となるよう、子どもの人口動態に注視しつつ、設置場所も含めて検討すること。

**【要望事項】**

### (6) 学童保育所について

ア 本市の学童保育所は、民設民営の方針により、民間の団体が本市から補助金を受けて運営しているが、補助金を受けるための各種書類の作成・手続が運営団体にとって負担になっているとのことである。また、運営団体の構成員が保護者である場合もあり、保護者にとって

学童保育所の管理運営は負担が大きいと考えられる。引き続き負担軽減に向けて、運営の方針となるガイドラインを策定するなど、運営団体のフォローを行える体制を整えるとともに、手続の簡素化に早急に取り組むこと。 【改善事項】

イ 学童保育所の施設は、学校の教室や敷地を使用していたり、民間の土地に建物を建てたり、様々である。民間の土地・建物の借用や、建物の購入は運営団体にとって負担が大きいことから、公共施設の空きを利用するのが望ましいと考えられる。都市整備部における公園の集約化の動きなど、他部局において保有している土地・建物で売却等が検討されているものがないか、情報共有を行い、学童保育所として利用できないか検討すること。 【要望事項】

#### (7) 子どもの生活リズム向上事業について

生活リズム向上事業について、6校園をモデル校・モデル園として選定し、各校・各園の生活リズム推進委員会に子どもの生活習慣全般の改善について委託を行っている。モデル校・モデル園の選定については、各校・各園からの希望によって行われているが、良い取組みを普及させるだけでなく、取組みの弱い学校・保育園・幼稚園からの改善はより重要であるので、各校・各園の取組状況を調査したうえで青少年育成室が選定を行うなど、選定方法を検討すること。 【要望事項】

#### (8) 少年自然の家利用者アンケートの結果の活用について

少年自然の家の利用者アンケートについて、平成30年度の満足度の実績は97%であるが、人数に換算すると1,500人程度が満足していないことになり、少ないとは言えない。不満足の原因について分析し、施設の改善につなげること。 【要望事項】

### 【こども保健福祉課・家庭児童相談室】

#### (1) 予防接種率の向上について

感染症の感染及び流行を阻止するために、乳幼児に対して予防接種を実施している。WHOが麻疹の指針として全体の95%以上が抗体を持つこととしていることから、予防接種の接種率の目標を新規対象者の95%以上としているが、それに満足することなくできる限り100%に引き上げる努力をしていくこと。 【要望事項】

#### (2) 児童虐待について

児童虐待は発見の手法が大事であり、子ども達と直接触れ合う新任の保育士や教員でも発見できるようなマニュアルがあるとよい。来年度に児童虐待の危険度を表すアセスメントシートを取り入れることを検討中とのことであるが、実効あるものとしていくこと。 【要望事項】

#### (3) 滞納債権の整理について

滞納債権について、収納率が非常に悪く、滞納債権回収に対する意識が低い。過払金の返還に応じている保護者との公平性を確保するためにも、債権回収に力を入れるとともに、滞納整理のノウハウを持つ収納推進課と連携した取組みを行うこと。また、滞納者の生活状況を把握し、生活困窮者に対しては分納を指導するなど、生活実態に合わせた方法により債権回収に努めること。 【改善事項】

#### (4) ソフトウェアの更新について

保守管理を委託している業者に、児童相談システムのバージョンアップと個別カスタマイズを委託している。保守費用との重複がないかの確認や必要な作業工程などをICT戦略課

と協議して、経費の妥当性を検討した上で行っていくこと。

【要望事項】

(5) 相談体制について

当課には臨床心理士の資格を持った職員がいないため、幼児の健康診査や心理発達相談などについて外部から心理相談員に来てもらっている。部内の臨床心理士の資格を持った職員で対応できないか検討すること。

また、職員で対応できず外部から来てもらうのであれば、臨床心理士などの資格を有した者とし、報償費の基準を明確にして部内統一の基準とすること。

【改善事項】

(6) 子ども医療費の所得制限について

子ども医療費の助成について、全国的にもほとんど所得制限をしていないので、所得制限撤廃の検討をすること。

【要望事項】

(7) 不妊治療の検証について

不妊治療費の助成について、効果が検証できるようなデータの収集手法を検討していくこと。

【要望事項】

(8) こんにちはあかちゃん訪問の充実について

こんにちはあかちゃん訪問について、専門的なアドバイスを求める親のニーズと訪問内容に乖離がある。子育て支援に関する情報を知ってもらうだけでは意味がなく、時間を空けて訪問を待つことが負担になっている親もいる。近隣の市町ではベビースケールを使って体重を測定したり、栄養状態を見てくれているところもあるので、このような取組みを参考に、より丁寧で有用な訪問となるよう検討すること。

【改善事項】

(9) 幼児の健康診査について

幼児の健康診査において、市立四日市病院の小児科医師に職務専念義務免除の手続をした上で年8回程度来てもらっているが、報償費は源泉徴収して医師個人に支払われている。他部局の事業では、市立四日市病院から医師を派遣しているが、費用は市立四日市病院へ払われており、市立四日市病院の協力が不十分である。幼児の健康診査は母子保健法に定められた市の事業であるので、市立四日市病院との契約により同病院への支払いとなるよう検討すること。

【改善事項】

【こども発達支援課】

(1) おもちゃ図書館の管理運営について

ア 社会福祉協議会へ単独随意契約により業務委託しているが、委託料の適正性を判断するため、人件費の内訳やボランティアの交通費の支出内容などを把握すること。

【要望事項】

イ 重要な事業であるにもかかわらず、多くの無償ボランティアの対応に頼っている部分が多い。適切な管理運営方式について検討すること。

【要望事項】

(2) 発達支援に係る相談業務について

職員による常時の相談に加え、医師が月1回、臨床心理士が週2回、報償費を支給し、相談業務に携わっている。しかし、相談業務を担当する職員のうち2人は、臨床心理士の資格を取得している。費用対効果も考慮し、外部相談員に頼ることなく、職員が経験を多く積むことにより、職員のレベルアップを図ること。

【要望事項】

(3) 相談窓口の体制について

保護者が1人で悩むことなく安心して相談できる窓口を目指しているが、専用の電話や窓

口などの体制がシステムとして十分に整備されていないように見受けられる。相談窓口として機能する仕組みを確立すること。 【要望事項】

(4) 園巡回発達相談支援事業について

保護者や保育園・幼稚園からの要望に応じ、支援員が園を訪問し、発達支援を必要とする児童への支援に関する指導・助言を行っている。保育士や支援員が、園における児童の様子を観察する中で、何らかの支援を要する児童の存在に気づいた場合に、楽観的に考えがちな保護者からいかに拾い上げていくかという視点も重要である。支援が必要な兆候に気づいてからの対応方法について検討すること。 【要望事項】

【児童発達支援センターあけぼの学園】

(1) 施設・備品の整備、管理について

ア 移転に伴う備品購入があるため、心身障害児訓練事業費での備品購入を控えていたとのことであるが、マットや滑り台の傷みが見受けられるため、必要な備品を把握して計画的に順次購入すること。 【要望事項】

イ 子どもが転んだら危険なため、相談室の棚等の転倒防止対策を早急に行うこと。

【改善事項】

ウ 施設の建築の中で設置したものの中に、備品に該当する物があるかを確認し、台帳に登録して適切な財産管理を行うこと。 【要望事項】

(2) 保育所等訪問支援について

保育所等訪問支援は、対象となる子どもへの支援を通して、訪問先の保育園のよく似た発達に注意の必要な子どもへの発達の支援ともなり、教師や保育士等の発達支援方法の知見が広がることにもつながるため、より訪問回数を増やせるようにすること。 【要望事項】

(3) 現金の管理について

現金の取扱いや管理について、入金、出金、残高の確認方法を再点検するとともに、複数の職員によるチェックや上位職による抜取り実査を行うなど、より厳重な管理と事故防止を改めて徹底すること。 【要望事項】

(4) 道路標識の設置について

あけぼの学園に行くための案内表示がないことから初めて訪れる人には場所が分かりにくい。国道のため、自動車の速度を落として場所を探していると危険であるため、道路標識の設置について三重県と協議をすること。 【要望事項】

(5) 通園バスの運転について

再任用職員と臨時職員が通園バスの運転をしており熟練者であるとのことだが、昨今高齢者の危険な運転が発生しているため事故のないよう注意を払うこと。 【要望事項】

(6) 非常勤嘱託医師について

ア 非常勤嘱託医師報酬について、月額での支払いとなっているが、毎月医師が来るわけではないため、日額払い等根拠が明確となるような支払方法を検討すること。 【要望事項】

イ 非常勤嘱託医師が診察をして通院が必要になった場合、優先的に予約ができるとのことである。通園以外にも日常生活において頼りになる医師がいるのは安心となるため、子どもや保護者の支援につながるような体制を継続すること。 【要望事項】

(7) 園庭遊具撤去処分工事について

産業廃棄物の処分時には、最終処分の終了を確認するため、マニフェストが必要である。また、撤去処分するものについての売却益を反映した積算を行い、見積りを徴取すること。

【改善事項】

(8) 自家用自動車の公用使用について

自家用自動車を公用使用として市内出張をしているが、走行距離の判断はメーターから読み取っているとのことである。同じ場所に出張しても距離のずれが生じることがあるため、旅費の算定根拠が不明瞭なことから統一した距離の基準を作成すること。

【改善事項】

【保育幼稚園課】

(1) 支出事務について

旅費の支出において、出張日の属する月の末日から数か月（2～5か月）経過したのちに支払いがなされている事例が見受けられた。速やかに事務処理を行うこと。

【改善事項】

(2) 単独随意契約について

ア 園施設の整備工事において、緊急工事を理由に単独随意契約により契約の締結をしたものが多数存在する。単独随意契約は例外的な契約方法であることを認識し、安易に緊急工事とせず、コスト意識を強く持って計画的な工事を実施すること。

【改善事項】

イ 園施設の点検業務委託などいくつかの業務委託の業者選定において、数年以上前に実施した見積り合わせの結果を基に他に適切な業者がいないと判断し、それを理由に単独随意契約により契約を締結しているものが見受けられた。随意契約では、契約金額の妥当性を確保するため見積り合わせとするのが原則であることを踏まえ、同じような業務委託をしている他の所属に相談するなどして受託できる業者を再度調査することにより、他に選ぶうる業者の有無に係る判断を慎重に行うこと。

【改善事項】

(3) 人員確保について

当課の職員の時間外勤務時間は多く、年間700時間を超える職員も複数存在する。その原因は人員不足にあり、その影響が事務のミスにつながっているのではないかと懸念される。職員が心身ともに健康な状態で職務を行えるよう、改めて事務の見直しを行い、効率化を図るとともに、必要な人員を関係部局に要求し、人員確保に努めること。

【改善事項】

(4) 時間外勤務の縮減について

当課が所管する事務は、保育園や幼稚園への入園に伴い発生する事務など、煩雑で一時期に集中するものがあり、それが職員の長時間の時間外勤務の一つの要因となっている。改めて当課の事務全般を見直し、システム化や機械化などにより効率化できるものはないか検証し、職員に係る事務負担を軽減し、時間外勤務の縮減を図ること。

【改善事項】

(5) 保育料等の滞納債権の回収について

保育料等の滞納者に対し、電話や文書による納付催告を行ったり、児童手当からの特別徴収を実施したりして、滞納債権の回収に取り組んでいるが、平成30年度中は、当課の職員が園や滞納者の自宅に出向いて、滞納者と直接、交渉することはなかったとのことであり、滞納債権回収に対する意識が低いと言わざるを得ない。保育料等を納期までに支払っている保護者との公平性を確保するため、滞納の初期段階での回収に力を入れることにより迅速な債権回収を行うこと。

【改善事項】



(6) 待機児童に関する広報について

保育園の「待機児童ゼロ」に関する広報については、入園待ち児童が多数いることも踏まえ、慎重に行うこと。 【要望事項】

(7) 「保育園」の名称の統一について

保育園については、その名称を「保育所」と表記しているものと「保育園」と表記しているものがある。市民にとって分かりやすい表記とするため、表現の統一を図ることができないか検討すること。 【要望事項】

(8) 園施設の整備について

各園からの意見や要望を汲み上げるとともに、当課の職員は、各園を定期的に見回り、園舎、遊具、園庭などの状況を確認して園施設の適切な管理を行うことにより、計画的に園施設の整備工事を実施すること。 【改善事項】

(9) 空調設備の点検について

エアコンが故障により停止したため緊急工事として修繕している。園児の保育環境の維持のためにも、エアコンなどの空調設備の定期的な点検の実施について検討すること。 【改善事項】

(10) 園施設の使用料について

幼稚園の土地を借用して学童保育所の運営を行っている団体から施設使用料を徴収しているが、幼稚園の建物を借用して子育て支援事業を行っている団体からは、施設使用料を免除し、徴収していない。どちらも公益的な事業であるが、学童保育所は民設民営を理由とし、子育て支援事業は市民活動であることを理由としているが、その取扱いに差異を設けることへの合理的な説明がない。学童保育所の運営を行う団体に使用させる場合にも施設使用料の免除ができないか検討すること。 【改善事項】

(11) 保育士の確保について

ア 保育園の入園待ちの人数は依然と多く、解消されない原因として、公立、私立を合わせた保育施設や保育士の不足による保育提供枠の不足があるとのことである。令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化の影響も見据えながら、地域型保育事業所などの整備を推進するとともに、公立、私立を合わせた保育士の確保に引き続き努力すること。

【要望事項】

イ 市立保育園における保育士は、約半数が臨時職員である。保育の質を確保すべく、正規職員の雇用を増やすなど保育士の待遇改善に努力すること。 【要望事項】

(12) 園児の環境向上について

市立幼稚園において保護者アンケートを実施しているが、その結果から保護者の園に対するニーズを拾い上げて、それを私立の保育園や幼稚園と共有することにより子ども達の環境の向上につなげること。 【要望事項】

(13) 市立幼稚園における園児確保の取組みについて

市立幼稚園の園児数は減少傾向にあるため、これまでの園運営の在り方を見直すとともに民間幼稚園の給食や3歳児受入れに対する取組状況も参考に園児を増やす方策を検討すること。 【要望事項】

(14) 市民活動団体が行う子育て支援事業補助金について

未就園児並びにその保護者及び家族を対象に子育て支援事業を行う団体を対象にその運営

費の一部を補助している。過去の経緯から補助の対象団体は2団体に限られている。公平性確保の観点から、多くの団体が活用できるよう、この補助金交付事業の見直しを検討すること。  
**【要望事項】**

(15) 予算の執行委任について

ア 他の所属が管理する旧保育園や児童館などの建物や設備に係る保守点検業務委託に係る予算の執行を受任しているが、当課において一括して予算執行を行うメリットとデメリットについて比較検証し、当課の業務が増えないようにすることはできないか検討すること。

**【改善事項】**

イ 当課が所管する橋北こども園は橋北交流会館施設内に所在するため、その管理業務について、他の所属が所管する施設の管理業務と一括して業者に委託している。委託料は所属ごとに按分して負担しているが、その額の算定根拠を明確に把握し説明できるようにしておくこと。  
**【改善事項】**